

# 業務カルテ特記仕様書

## 第1 業務カルテ作成、登録

受託者は、契約金額500万円以上の業務（調査設計、地質調査、測量業務）について業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムにより、「業務カルテ」を作成し、監督員の承諾を得た後に、財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録しなければならない。

また、登録後JACICが発行する「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の時期は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 途中変更時登録データの提出期限は、受注時登録データの内容に変更が生じた日から10日以内とする。

業務カルテの登録については、下記のいずれかの方法による。

- (1) 代行入力サービス及び問い合わせ先

〒107-8416

東京都港区赤坂7丁目10番20号

アカサカセブンスアヴェニュービル2F

Tel03-3505-2973

財団法人 日本建設情報総合センター（TECRISセンター）